

別添

鳥取情報ハイウェイ通信ネットワーク管理機器賃貸借業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

鳥取情報ハイウェイ通信ネットワーク管理機器賃貸借業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務概要

本業務は、鳥取情報ハイウェイの管理用機器のうちメーカーサポートが終了するものを更新するものであり、更新に当たっては、代替機器を新たに賃貸借する。

(3) 賃貸借期間

令和9年7月1日から令和14年6月30日まで（60か月）

本業務における賃貸借物品は、納入した日から令和9年6月30日までの期間においても、別紙賃貸借物品要件に定める保守仕様と同等の対応を行うこと。

(4) 納入場所

別紙賃貸借物品要件のとおり

2 調達の範囲

(1) 別紙賃貸借物品要件で示す物品（以下「調達機器」という。）をそれぞれの納入場所に搬入し、(3)の賃貸借期間の始期までに3の構築を行うこと。

(2) 本業務の実施に伴い発注者の管理する既設機器（ネットワークの監視装置、ネットワークトラフィック監視装置等）に変更が必要となった場合は、既設機器の設定変更や修正等を発注者又は発注者が指定する事業者が行う必要があるため、その支援を行うこと。

(3) 保守対応

ア 別紙賃貸借物品要件3（1）及び3（2）アからオまでのそれぞれの保守仕様のとおり、保守対応を行うこと。

イ 受注者は、調達機器に不具合が発生した場合、発注者及び発注者が別途契約する鳥取情報ハイウェイ管理運営業務の受注者（以下「鳥取情報ハイウェイ管理センター」という。）と連携し、原因究明等を行うこと。

ウ 受注者は、ゼロデイ攻撃等のセキュリティリスクの高度化を考慮し、常に調達機器に係るセキュリティの脆弱性に関する情報収集に努め、調達機器の製造元からセキュリティパッチ、ファームウェアの最新バージョンが提供された場合は、速やかに影響調査を実施の上、迅速に適用することにより、OS、ミドルウェア、ソフトウェア等を常時最新の状態を保つこと。

エ 受注者は、セキュリティインシデントの発生を覚知したときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の了解を得ながら被害拡大防止、原因特定を行うこと。併せて、速やかに再発防止策を発注者に提案するとともに、発注者と協議の上で復旧作業を行うこと。

オ 受注者は、保守の受付窓口（電話番号及び電子メールアドレス）を定め、発注者への通報可能な連絡先を含めた保守連絡体制図を作成し発注者に提出すること。また、年に一度は、変更の有無を確認し、必要により更新すること。

(4) 賃貸借期間満了時に調達機器のデータ消去作業を行うこと。ただし、発注者による再賃貸借が行われる場合は、この限りでない。

なお、データ消去は、使用されていた記録媒体（USB メモリ、SD カード、HDD、SSD 等）を、令和 2 年 5 月 1 日付け情報政策課長通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」に定めるところにより取り扱うこと。

3 構築の範囲

- (1) 調達機器については、それぞれ設定等の事前検証を行うこと。このとき、問題点及び懸念事項について分析し、技術的な検討点を明確にした上で進めること。
- (2) 調達機器は、既設機器と同じネットワークを構成できるよう、それぞれの機器に必要な設定を行い、1 (4) の納入場所に機器を設置し配線を行うこと。なお、既設ネットワークとの接続に必要な設定情報は発注者が提供する。
- (3) 既設機器と調達機器の切替え作業を行うこと。

ア 切替え作業は、鳥取情報ハイウェイ網に影響がないよう十分に現地確認した上で、作業計画書及び作業手順書を作成し発注者に提出後、発注者の承諾を得て実施すること。

イ 切替え作業日は、発注者と調整して定めることとし、必要に応じて鳥取情報ハイウェイ利用者とも調整すること。

なお、鳥取情報ハイウェイ利用者との調整は、鳥取情報ハイウェイ管理センターと協力して、受注者が主体的に行うこと。

ウ 受注者は、切替え作業後、鳥取情報ハイウェイ管理センターと協力して、調達機器の総合試験及び調整を行うこと。

エ 既設機器は取り外し、発注者が指定する場所に運搬した上で、発注者に引き渡すこと。

- (4) 発注者及び鳥取情報ハイウェイ管理センターに対して、調達機器（付帯するソフトウェアを含む）の取扱い及び操作が可能となるよう、十分な説明を行うこと。

4 提出図書

(1) 業務計画書等

受注者は、適宜、発注者と協議し、次の図書を作成し、提出時期までに提出すること。

提出書類	内 容	部数	提出時期
使用機器等報告書	使用する機器等及び 5 (2) に定めるサプライチェーン・リスク対策への適合の確認	2 部	契約締結後速やかに
機器搬入計画書	—	2 部	機器搬入の 2 週間前まで
切替え作業計画書	タイムスケジュール 切替え作業手順書 切替え作業時の連絡体制 通信性確認チェックリスト	2 部	切替え作業実施の 2 週間前まで
打合せ記録	—	1 部	打合せの日から起算して 2 開庁日以内
その他	発注者の求める資料	1 部	発注者の指示による

(2) 完成図書

次の図書を物品の納入時に紙媒体で発注者に提出すること。電子ファイルで提出が可能なものに

については電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）に格納して１部提出すること。

なお、電子ファイルは、Microsoft Word、Microsoft Excel 又は Microsoft PowerPoint の形式及び PDF 形式（PDF ファイル内の文字検索が可能なものに限る。）の２種類で提出すること。

提出書類	内 容	部数	提出時期
完成図書	導入機器一覧（シリアル番号含む）、写真（切替前、切替作業時、切替後・納入時、取扱説明状況）、取扱説明資料等	２部	令和９年６月３０日まで
保証書及び新品証明書	－	１部	令和９年６月３０日まで
保守連絡体制図	－	２部	令和９年６月３０日まで
その他	発注者が必要とする関連図書及び資料	１部	発注者の指示による

５ 特記事項

（１）資料提供

ア 受注者は、発注者に対し、本業務の遂行に必要な資料等の提供を要請することができる。この場合、発注者は受注者と協議の上無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

（２）サプライチェーン・リスク対策

本仕様書で定めるサプライチェーン・リスクは、「機器等を開発・供給する事業者及びそのサプライヤー・委託事業者（再委託事業者等を含む。以下同じ。）並びに当該機器等の設置、保守等の役務を提供する事業者及びその委託先事業者について、当該事業者等の本社等（当該事業者等の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境や外部主体の指示等により、当該機器等に係る開発・供給又は役務の提供等の適切性が影響を受け、これにより悪意ある機能や不正な変更が機器等に組み込まれる又は当該機器等が取り扱う情報が窃取・破壊される等のリスク」をいう。

ア 調達機器は、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）に準拠した、サプライチェーン・リスク対策がなされており、次の（ア）又は（イ）を満たした製品とする。

（ア） 調達機器は、原則として「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（ＪＣ－ＳＴＡＲ、経済産業省）」、又は「デジタルマーケットプレイス（ＤＭＰ、デジタル庁）」（以下「政府の評価・登録制度」という。）に登録等がなされていること。

(イ) 政府の評価・登録制度に登録等がなされていない調達機器は、次の a から c までに係るサプライチェーン・リスク対策が講じられているものとして、ISO (国際標準化機構) 又は IPA (独立行政法人 情報処理推進機構) 等国内の公的機関による第三者による評価・認証を取得していること。

a 製造工程 (開発工程を含む。以下同じ。) において、機器等を開発・供給する事業者による信頼できる品質保証体制が確立されていること。

b 製造工程における不正な変更の有無について、機器等を開発・供給する事業者において、定期的又は随時、確認していること。

c 製造環境 (開発環境を含む。) において、定められた要員以外がアクセスできないよう、機器等を開発・供給する事業者が、アクセス可能な要員を物理的 (監視カメラ等の入退室管理等) かつ論理的 (データ、システム等へのアクセス制御) に適切に制限していること。

イ 受注者は、アの (ア) 及び (イ) に係る登録や認証の取得状況を確認できる資料を提出すること。

ウ 受注者は、契約締結後速やかに、使用機器等報告書 (別記様式) を提出しなければならない。

6 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 納入の確認及び引渡し

ア 受注者は、物品を全て 1 (4) の納入場所に納入し、発注者が使用できる状態にしたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

イ 発注者が検査を行う者として定めた職員 (以下「検査職員」という。) は、アの通知を受けた日から 10 日以内に仕様書に定めるところにより、物品が使用できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

ウ 発注者は、イの確認完了後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けなければならない。

エ 受注者は、物品がイの確認に合格しないときは、直ちに物品の修補又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

(3) 納入費用等の負担

ア 本業務の契約に基づく物品の納入及び撤去その他本業務に係る契約を履行するために要する全ての費用は、受注者の負担とする。

イ アの場合において、受注者が撤去を遅滞したときは、発注者は、受注者の代わりに撤去し、その費用を受注者に請求する。

(4) 物品の保守

ア 受注者は、発注者が物品を常に安全かつ完全に使用できるよう別紙賃貸借物品要件 3 (1) 及び 3 (2) アからオまでの保守仕様に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

イ 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施する。

(5) 物品の不具合

物品の引渡しを受けた後において、当該物品が本業務に係る契約の内容に適合しないものであるときは、受注者は発注者に対し責任を負う。

(6) 賃貸借料の支払等

ア 受注者は、当月分の料金を翌月に発注者に請求し、発注者は、正当な請求を受理した日から 30 日以内にその請求額を受注者に支払う。

イ 発注者が、正当な理由なくアの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(7) 所有権の表示

物品の所有権は、賃貸借期間中を通じて受注者に属し、受注者は、物品に受注者の所有物である旨を表示することができる。

(8) 物品の原状変更及び附合物

発注者は、物品の一部を除去し、取り替え、若しくは改造し、又は物品に機械器具、装備その他の物品を取り付ける必要が生じた場合、あらかじめ書面により受注者と協議する。

(9) 物品に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、物品に損害保険を付保する。

(10) 損害賠償

ア 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって物品に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。

イ アの損害賠償の額は、発注者と受注者が協議して定める。この場合において、受注者の付保する損害保険で補填される額は、この損害額から控除する。

(11) 任意解除

ア 発注者は、(12) 又は (13) によるほか、必要があるときは、本業務に係る契約を解除することができる。

イ アの解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者が協議して定める。

(12) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（ア）期限内に物品を納入しないとき又は期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

（イ）正当な理由なく、発注者の指揮監督に従わないとき。

（ウ）（ア）及び（イ）の場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（キ）までのいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

（ア）履行不能が明らかであるとき。

（イ）履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ）一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務に係る契約をした目的を達することができないとき。

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（12）アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（オ）受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条に規定する行為をしたと認められるとき。

（カ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（キ）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品 その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又は a から f までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

（14）解除の制限

（12）ア（ア）から（ウ）まで及び（13）ア（ア）から（エ）までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（12）及び（13）による本業務に係る契約の解除をすることができない。

（15）賠償の予定

受注者が（13）ア（オ）に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、賃貸借料総額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。物品の借り受け後においても、同様とする。

（16）履行遅延による違約金

ア 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の始期に物品を借受けることができない場合、違約金の支払を受注者に請求することができる。

イ アの違約金は、遅延日数に応じ、賃貸借料総額に対し、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 120 条の規定により計算した額とする。

(17) 秘密の保持

受注者は、業務の履行に関し知り得た発注者の秘密を外部に漏らし、蓄積し、又は他の目的に利用してはならない。

(18) 物品及び消耗品等の返還、撤去

ア 発注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは終了したとき、又は（11）から（13）までにより本業務に係る契約を解除したときは、物品を遅滞なく受注者に返還しなければならない。

イ 受注者は、アの場合においては、遅滞なく物品を撤去しなければならない。

(19) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る契約の訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(20) 契約外の事項

本業務に係る契約書に定めのない事項又は本業務に係る契約書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

7 その他

（１）契約書の作成に当たり、本仕様書の 6 の一般事項を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。

（２）本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変更することなく用語を変更する場合がある。

別紙 賃貸借物品要件

1 賃貸借物品の数量及び納入場所

No	品名	数量	納入場所
1	ファイアウォール	2 台	鳥取県NOC
2	遠隔運用カメラシステム	1 式	2 の遠隔運用カメラシステムの設置場所及び数量に記載のとおり

2 遠隔運用カメラシステムの設置場所及び数量

設置場所（住所）	品名	数量
鳥取県NOC （鳥取市東町一丁目 220）	遠隔運用カメラ（天吊りタイプ）	3 台
	遠隔運用カメラ（設置タイプ）	1 台
	PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB	1 台
	遠隔運用カメラ管理ソフト	1 式
	遠隔運用カメラ画像保存サーバ	1 台
寺町中継所 （鳥取市寺町 50 番地）	遠隔運用カメラ（設置タイプ）	1 台
	PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB	1 台
八頭POP （八頭郡八頭町郡家 77）	遠隔運用カメラ（設置タイプ）	1 台
	PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB	1 台
智頭中継所 （八頭郡智頭町智頭 1506-1）	遠隔運用カメラ（設置タイプ）	1 台
	PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB	1 台
天神中継所 （東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517）	遠隔運用カメラ（天吊りタイプ）	2 台
	遠隔運用カメラ（設置タイプ）	1 台
	PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB	1 台
倉吉POP （倉吉市住吉町 60-5）	遠隔運用カメラ（設置タイプ）	1 台
	PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB	1 台
米子POP （米子市糺町一丁目 160）	遠隔運用カメラ（天吊りタイプ）	3 台
	遠隔運用カメラ（設置タイプ）	1 台
	PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB	1 台
日野POP （日野郡日野町根雨 658-1）	遠隔運用カメラ（設置タイプ）	1 台
	PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB	1 台
日南POP （日野郡日南町霞 800 番地）	遠隔運用カメラ（設置タイプ）	1 台
	PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB	1 台

3 仕様

調達物品は新品とし、その仕様は次のとおりとする。

（1）ファイアウォール（2 台）

区分	項目	仕様
本体仕様	筐体	EIA 規格に準拠した 19 インチラックに 1U 以内で搭載できること。専用のラックマウントキット、棚又はトレイを使用する場合は、必要な部品を付属すること。
	ハードウェア仕様	LAN 用として、10/100/1000BASE-T 対応の GbE インターフェース（RJ-45）を 8 ポート以上、WAN 用として同インターフェースを 2 ポート以上有し、これらを同時に使用できること。

		機器管理用のシリアルコンソールインターフェース (RJ-45) を 1 ポート以上有すること。
		USB 規格のインターフェースを 1 ポート以上有すること。
	システム性能	脅威保護スループットは、2 Gbps 以上であること。
		SSL 又は TLS 検査スループットは、2.5 Gbps 以上であること。
		設定可能なファイアウォールポリシー数は、5,000 件以上であること。
		ゲートウェイ間の IPsec VPN トンネルは、200 以上接続できること。
		クライアントーゲートウェイ間の IPsec VPN トンネルは、2,500 以上接続できること。
	その他	本項のファイアウォール 2 台により冗長構成を構築できること。
電源仕様	入力電圧は AC100～240V に対応し、最大消費電力は 50W 以下であること。	
保守仕様	保守対応に係る受付は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、先出しセンドバック方式の故障修理対応とすること。 保守期間は機器の賃貸借開始日から 5 年間とすること。	
その他	納入時点で製造元がサポートする最新のファームウェアを適用すること。	

(2) 遠隔運用カメラシステム

ア 遠隔運用カメラ (天吊りタイプ 8 台)

区分	項目	仕様
本体仕様	製品形態	ボックス型ネットワークカメラであること。
	映像圧縮方式	H.264、H.265 及び Motion JPEG に対応すること。
	解像度	1920×1080 以上の映像出力に対応すること。
	セキュリティ	IEEE 802.1X によるネットワーク認証、HTTPS、TLSv1.2 以上及び X.509 証明書を利用した認証又は暗号化通信に対応すること。
	通信プロトコル	IPv4 及び IPv6、HTTP/HTTPS、FTP 又は SFTP、SMTP、TCP、UDP、DHCP 及び NTP に対応すること。
	イベント通知	イベント通知機能を有すること。
	画像転送条件	音声検知、デバイスステータスの変化 (ネットワーク接続断絶、IP アドレス変更、ストレージ障害など)、手動トリガー、スケジュール設定など複数の画像転送条件を設定できること。
	LAN ポート	100BASE-TX 以上に対応した LAN ポート (RJ-45) を有し、IEEE 802.3af に準拠した PoE 受電に対応すること。
	最大消費電力	10W 以下であること。
	表示言語	設定及び管理画面が日本語表示に対応していること。
	動作温度	0～40℃の範囲で正常に動作すること。
	サイズ	100mm×100mm×200mm 以内であること。
	重量	1,000g 以下であること。
	カメラ部	可変焦点レンズを有し、広角側で水平画角 90° 以上を確保できること。
保守仕様	保守対応に係る受付は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、センドバック方式の故障修理対応とすること。 保守期間は機器の賃貸借開始日から 5 年間とすること。	
その他	既存カメラと置き換え、遠隔運用カメラとして正常に稼働するよう、設置、接続、設定及び動作確認を行うこと。	
	納入時点で製造元がサポートする最新のファームウェアを適用すること。	
	ウの PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB から給電及び通信を行い、正常に動作す	

	ること。
	エの本業務で導入する遠隔運用カメラ管理ソフトと連携し、ライブ映像の表示及び画像の保存ができること。
	既存の取付金物を安全上及び機能上支障なく流用できる場合は流用してよい。流用できない場合は、設置に必要な取付金具等を受注者の負担により用意すること。

イ 遠隔運用カメラ（設置タイプ 9 台）

区分	項目	仕様
本体仕様	製品形態	固定型の小型ドーム型ネットワークカメラであること。
	映像圧縮方式	H. 264、H. 265 及び Motion JPEG に対応すること。
	解像度	1920×1080 以上の映像出力に対応すること。
	セキュリティ	IEEE 802. 1X によるネットワーク認証、HTTPS、TLSv1. 2 以上及び X. 509 証明書を利用した認証又は暗号化通信に対応すること。
	通信プロトコル	IPv4 及び IPv6、HTTP/HTTPS、FTP 又は SFTP、SMTP、TCP、UDP、DHCP 及び NTP に対応すること。
	イベント通知	イベント通知機能を有すること。
	画像転送条件	音声検知、デバイスステータスの変化（ネットワーク接続断絶、IP アドレス変更、ストレージ障害など）、手動トリガー、スケジュール設定など、複数の画像転送条件を設定できること。
	LAN ポート	100BASE-TX 以上に対応した LAN ポート（RJ-45）を有し、IEEE 802. 3af に準拠した PoE 受電に対応すること。
	最大消費電力	10W 以下であること。
	表示言語	設定及び管理画面が日本語表示に対応していること。
	動作温度	0～40℃の範囲で正常に動作すること。
	サイズ	直径 120mm 以内、高さ 70mm 以内であること。
	重量	1, 000g 以下であること。
保守仕様	カメラ部	固定焦点又は可変焦点のレンズを有し、16:9 の映像において水平画角 100° 以上かつ垂直画角 50° 以上を確保できること。
	保守対応に係る受付は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、センドバック方式の故障修理対応とすること。 保守期間は機器の賃貸借開始日から 5 年間とすること。	
その他	既存カメラと置き換え、遠隔運用カメラとして正常に稼働するよう、設置、接続、設定及び動作確認を行うこと。	
	納入時点で製造元がサポートする最新のファームウェアを適用すること。	
	ウの PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB から給電及び通信を行い、正常に動作すること。	
	エの本業務で導入する遠隔運用カメラ管理ソフトと連携し、ライブ映像の表示及び画像の保存ができること。	
	既存の取付金物を安全上及び機能上支障なく流用できる場合は流用してよい。流用できない場合は、設置に必要な取付金具等を受注者の負担により用意すること。	

ウ PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB 仕様（9 台）

区分	項目	仕様
本体仕様	筐体	8 ポート以上を有する小型のレイヤ 2 スwitching HUB であり、ファンレス構造であること。 既設の 19 インチラック内に確実かつ安全に固定できること。固定方法は、マグネット、取付金具、ラックトレイその他の方法を可とし、必要な部材を付属すること。
	LAN ポート	10/100/1000BASE-T (RJ-45) に対応するポートを 8 ポート以上有し、オートネゴシエーション及び MDI/MDI-X 自動認識に対応すること。

		ること。
	PoE 機能	IEEE 802.3af 及び IEEE 802.3at に準拠した PoE 給電に対応し、IEEE 802.3at による給電が可能なポートを 4 ポート以上有すること。 1 ポート当たり 15W 以上の給電能力を有し、装置全体の PoE 給電容量は 60W 以上であること。
	電源・消費電力	AC100V の既設電源設備で使用できること。電源ケーブル又はアダプターの不用意な抜け・脱落を防止できること。
	スイッチング性能	スイッチング容量は 16Gbps 以上であること。
	その他機能	接続する遠隔運用カメラが IEEE 802.1X 認証を行う場合、その認証通信を阻害しないこと。
保守仕様	保守対応に係る受付は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、センドバック方式の故障修理対応とすること。 保守期間は機器の賃貸借開始日から 5 年間とすること。	
その他	既存の PoE スイッチ又は PoE インジェクターと置き換え、既存 LAN 配線を接続した上で、接続する遠隔運用カメラが正常に通信及び給電できること。	

エ 遠隔運用カメラ管理ソフト仕様（1 式）

区分	項目	仕様
ソフト仕様	ライセンス	本業務で導入する遠隔運用カメラ 17 台を管理及び制御するために必要なライセンスを含むこと。将来、ライセンス追加等によりカメラを追加できる構成であること。
	サーバ対応	本業務で導入する遠隔運用カメラ画像保存サーバのハードウェア及び OS 上で、ソフトウェア提供者が動作を保証又はサポートしていること。
	クライアント PC	少なくとも次の仕様の既存クライアント PC で操作及び動作が可能であること。 OS：Windows 11 Pro（64bit、日本語版） CPU：Intel Core i3 2.0GHz 相当以上の処理性能 メモリ：4GB 以上 空きディスク容量：250MB 以上 LAN インターフェース：10/100/1000BASE-T ディスプレイ解像度：SXGA（1280×1024）以上
	ライブ表示	本業務で導入する 17 台の遠隔運用カメラのライブ映像を同時に確認できること。単一画面の分割表示又は複数画面表示のいずれでもよい。
	映像取得	本業務で導入する遠隔運用カメラからライブ映像及び録画映像を安定して取得でき、H.264 及び H.265 に対応し、Motion JPEG（MJPEG）にも対応すること。
	フレームレート	1 画面表示当たり 1～30fps の範囲で設定できること。
	録画再生	録画を継続しながら保存済みの録画映像を再生できること。
	検索	日時、イベント、サムネイルその他複数の方法により、目的の録画映像を検索できること。
	再生機能	通常再生に加え、可変速再生、早送り、早戻し及び逆再生が可能であること。
	カメラ操作	本業務で導入する遠隔運用カメラが有する遠隔操作機能に対応し、ズーム、プリセット等、当該カメラで利用可能な操作を行えること。
	ユーザ管理	複数のユーザを登録でき、管理者、カメラ管理者、一般利用者等、3 段階以上の権限を設定し、利用可能な機能又はカメラを権限に応じて制御できること。
	稼働監視	本業務で導入する遠隔運用カメラへの接続状態及びサーバの録

		画領域を含むディスク使用量を確認できること。
	イベント通知	指定した電子メールアドレス等へイベント通知を送信できること。
保守仕様	保守対応に係る受付は、平日の午前9時から午後5時までとする。保守期間中は、追加費用なしで、問い合わせ対応、障害発生時の調査及び対応策の提示、セキュリティ修正並びにソフトウェア提供者のサポート継続に必要なソフトウェア更新を提供すること。また、サポート継続のため上位バージョンへの移行が必要となる場合は、追加費用なしで必要なライセンスを含めて対応すること。 保守期間は機器の賃貸借開始日から5年間とすること。	
その他	既存クライアントPCから遠隔運用カメラの映像確認及び必要な操作が正常に行えるよう、インストール、設定及び動作確認を行うこと。	
	納入時点でソフトウェア提供者がサポートする最新版を導入すること。	
	発注者又は発注者が指定する者に基本操作、障害時の確認方法その他運用に必要な操作研修を実施すること。	

オ 遠隔運用カメラ画像保存サーバ（1台）

区分	項目	仕様
本体仕様	筐体	EIA規格に準拠した19インチラックに搭載可能な2U以内のラックサーバであること。また、搭載に必要なラックマウント金具又はレールを付属すること。
		画像保存用の記録媒体を収容できるホットスワップ対応ドライブベイを8ベイ以上有すること。納入時の構成後に、将来増設用として2ベイ以上の空きを確保すること。OS専用の内蔵M.2等はこのベイ数に含めない。
		サーバ向けのx86-64CPUを搭載し、物理コア数は8コア以上であること。また、エの遠隔運用カメラ管理ソフトを使用し、17台のカメラの同時録画、ライブ表示、再生及び検索を行う構成として、ソフトウェア提供者の推奨要件以上であること。
		32GB以上のECC機能を有するサーバ向けメモリを搭載すること。
		OS領域はRAID1又はこれと同等以上の冗長性を有する構成とすること。内蔵M.2等を利用した冗長ブート構成でもよい。
		画像保存領域はRAID5又はこれと同等以上の構成とすること。画像保存領域の構成後に使用できる実効容量は、28TB以上であること。
		画像保存用の記録媒体はサーバ用途に適したHDD又はSSDとし、ホットスワップに対応すること。
		RAIDをハードウェアで制御するコントローラ又はこれと同等以上の信頼性を有する仕組みを備えること。書き込みキャッシュを使用する場合は、電源障害時にもキャッシュ内容を保護できること。
		10/100/1000BASE-T以上に対応したRJ-45ネットワークインターフェースを4ポート以上有すること。
		AC100Vで使用可能なホットプラグ対応の冗長化電源を搭載し、一方の電源装置に障害が発生した場合でも運用を継続できること。電源装置は80 PLUS Platinum以上の認証を有すること。
		既設電源設備に接続可能なC13コネクタ、長さ2m程度、125V・15A対応の電源ケーブルを2本付属すること。
		記録媒体等への不用意な接触を防止するため、前面カバー、施錠機構その他これと同等の物理的な保護機能を有すること。
		システムの稼働状態、主要部品の状態及び障害情報を確認できる管理機能を有すること。
	ソフトウェア仕様	Windows Server 2025 Standard（日本語版）を導入し、本業務で導入する遠隔運用カメラ管理ソフトが対応すること。当該OSの利用に必要なライセンスを含み、CAL等が必要となる場合は本業務に必要な数を含めること。

		OS 障害時に初期状態又は導入時の状態へ復旧できるリカバリーイメージ、リカバリーメディアその他これと同等の復旧手段を提供すること。
保守仕様	賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。なお、オンサイト保守については、製造元技術者による作業の提供が可能であること。	
その他	VCCI クラス A の技術基準に適合すること。	
	エの遠隔運用カメラ管理ソフトを導入し、ア及びイの遠隔運用カメラのネットワークに接続した上で、遠隔運用カメラの画像を所定の保存領域へ正常に録画、保存及び再生できるよう設定し、動作確認を行うこと。	

<特記事項>

この別紙において「平日」とは、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する鳥取県の休日を除く日をいう。

(別記様式)

鳥取県知事 平井 伸治 様

使用機器等報告書

令和 年 月 日
住 所
商号又は名称
役職及び氏名

鳥取情報ハイウェイ通信ネットワーク管理機器賃貸借業務において、下記の機器等を使用することを報告します。

記

品名	メーカー名	製品名、型式等	備考
ファイアウォール			
遠隔運用カメラ（天吊りタイプ）			
遠隔運用カメラ（設置タイプ）			
PoE 対応 8 ポートスイッチング HUB			
遠隔運用カメラ管理ソフト			
遠隔運用カメラ画像保存サーバ			

注 1 別紙賃貸借物品要件を満たしていることを証明する資料を必ず添付すること。

注 2 上記の機器について、政府の評価・登録制度、並びに ISO（国際標準化機構）及び IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）等国内の公的機関による第三者による評価・認証制度に係る登録状況や認証の取得状況を確認できる資料を添付すること。

以上